



公会堂の整備には 助成制度があります

公会堂（集会所・自治会館含む）は、日頃より自治会・町会などの活動の場として、地域コミュニティの活性に役立っています。市では、公会堂を運営・管理する自治会・町会、管理団体などを対象とし、公会堂の維持管理に係る整備事業に助成を行っています。助成を希望される場合は、申請が必要です。市担当へお問い合わせください。



助成できるもの

公会堂の新築や建替えから畳の表替えまで公会堂の維持管理に必要な各種工事等に助成をします。

例えば・・・屋根修繕、外装工事、内装工事、バリアフリー化工事、雨戸などの取付、空調・給排水設備の工事、耐震診断調査、白蟻の駆除作業委託など。

注意!! 次の工事などには助成ができません!

工事的要素のないもの、備品・消耗品の購入・修繕、公会堂に付随しないものは助成対象にはなりません。詳しくはお問合せください。

1 助成金額(令和2年度)

区分	補助率	補助限度額	事業例
新設	事業費の50%(1万円未満切捨て)	900万円	新築、現在ある公会堂を解体した後の建直し
改修	事業費の50%(1万円未満切捨て)	300万円	事業総額が301万9千円を超える工事
補修	事業費の50%(1万円未満切捨て)	150万円	上記に当てはまらない工事、耐震診断調査など

※補助率につきましては、平成30年度以降は50%となりました。

2 申請の制限

助成を受けた後、一定期間を経過しないと新たな申請はできません。ただし、公会堂管理運営に著しく支障をきたし、緊急を要すると認められたものは、この限りではありません。

区分	制限
新設	事業完了から5年間
改修	事業完了から3年間
補修	事業完了から2年間

※必要書類、申請の流れは裏面へ

3 必要書類

時期	提出書類	新設	改修	補修
申請時(A)	① 公会堂整備事業助成金申請書(第3号様式)	○	○	○
	② 見積書のコピー(二者以上)	○	○	○
	③ 現状写真	○	○	○
	④ 建設場所案内図	○	×	×
	⑤ 用地の借地契約書等	○	×	×
時期	提出書類	新設	改修	補修
完了時(B)	① 公会堂整備事業完了(棟上)届(第1号様式)	○	○	○
	② 請求書兼支払金口座振替依頼書(市指定用紙)	○	○	○
	③ 施工中の写真	○	○	○
時期	提出書類	新設	改修	補修
支払い後(C)	① 公会堂整備事業成績書及び収支決算書(第2号様式)	○	○	○
	② 施行業者への支払い領収書のコピー	○	○	○

4 申請の流れ (改修・補修事業助成の場合)

- ① 計画 → 複数業者に見積書を依頼してください。(二者以上)
- ② 申請 → 上表(A)の書類を市へ提出してください。
提出された書類をもとに、市担当者が現地確認を行います。
- ③ 審査 → 市は提出された書類、現地確認をもとに、助成の可否を審査します。
- ④ 承認 → 承認された場合、【補助金等交付決定通知書】が届きます。
補助金等交付決定通知書が届いた後、着工してください。
審査から決定通知の送付までは、2週間程度お時間をいただきます。
- ⑤ 完了 → 工事完了後、(B)の書類を市へ提出してください。
提出された書類をもとに、市担当者が現地確認を行います。その後、支払いの手続きをします。
- ⑥ 報告 → 市からの振込みは3週間～1ヶ月後になります。
業者への支払い後、(C)の書類を市へ提出してください。

不明な点や、申請について詳しく知りたい
という場合は、担当までお気軽にお問合わせ
ください。

府中市市民協働推進部 地域コミュニティ課
コミュニティ推進係
電話：042-335-4137(直通)
E-mail:bunkomyu01@city.fuchu.tokyo.jp